

測定項目及び測定方法（公共用水域）
水質

項 目		水 質		報告下限値
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
一般項目	気 温 (℃)	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-1 6に定める方法	同左	－
	水 温 (℃)	規格K0102-1 6に定める方法	同左	－
	外 観	規格K0102-1 7に定める方法	同左	－
	水 色	ハーモニックカラーチャートによる方法		－
	臭 気	規格K0102-1 11.2に定める方法	同左	－
	透 視 度 (cm)	規格K0102-1 8に定める方法	同左	－
	透 明 度	海洋観測指針による方法		－
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	規格K0102-1 12に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	－
	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	同左	0.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	規格K0102-1 18に定める方法		0.5
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	規格K0102-1 17.2に定める方法	同左	0.5
	浮遊物質質量 (SS) (mg/L)	昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号（以下「告示」という。）付表8に掲げる方法		1
	大腸菌数 (CFU/100mL)	規格K0102-5 5.6.2（規格K0102-5 5.6.2.7は除く。）に定める方法（ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。）		1
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	規格K0102-1 22.5に定める方法	同左	0.5
	全 窒 素 (mg/L)	規格K0102-2 17.3、17.4又は17.5（規格K0102-2 17.5.3.2を除く。）に定める方法	規格K0102-2 17.4又は17.5（規格K0102-2 17.5.3.2を除く。）に定める方法	0.05
	全 り ん (mg/L)	規格K0102-2 18.4（規格K0102-2 18.4.1.4のb）を除く。）に定める方法	同左	0.003
	全 亜 鉛 (mg/L)	規格K0102-3 12.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	同左	0.001
	ノニルフェノール (mg/L)	告示付表9に掲げる方法	同左	0.00006
	直鎖7αベンゼン酸及びその塩 (LAS) (mg/L)	規格K0102-4 6.2.5に定める方法	同左	0.0006
健康項目	底層溶存酸素量 (mg/L)		規格K0102-1 21.2、21.3、21.4及び21.5に定める方法又は付表10に掲げる方法	0.5
	カドミウム (mg/L)	規格K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法	同左	0.0005
	全シアン (mg/L)	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない）の分析を行う方法又は告示付表1（蒸留操作は装置にて行う）に掲げる方法	同左	0.1
	鉛 (mg/L)	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	同左	0.005
	六価クロム (mg/L)	規格K0102-3 24.3（規格K0102-3 24.3.3及び24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から2までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から2までに定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合（規格K0102-3 24.3.3.4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a) 又はb)に定める操作を行うこと。	同左	0.01
	砒 素 (mg/L)	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法	同左	0.005
	総 水 銀 (mg/L)	告示付表2に掲げる方法	同左	0.0005
	アルキル水銀 (mg/L)	告示付表3に掲げる方法		0.0005
	P C B (mg/L)	告示付表4に掲げる方法	同左	0.0005
	ジクロロメタン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.002
	四塩化炭素 (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0002
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	同左	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.01
	1,1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.1
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0006
	トリクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.001
	テトラクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	同左	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2又は5.3.1に定める方法	同左	0.0002
	チウラム (mg/L)	告示付表5に掲げる方法	同左	0.0006
	シマジン (CAT) (mg/L)	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.0003
	チオベンカルブ (mg/L)	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	同左	0.002
	ベンゼン (mg/L)	規格K0125 5.1.5.2又は5.3.2に定める方法	同左	0.001
	セ レ ン (mg/L)	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	同左	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法		0.02
	ふ つ 素 (mg/L)	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102-2 5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。）及び規格K0102-2 5.5に定める方法		0.08
	ほ う 素 (mg/L)	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法		0.02
	1,4-ジオキサン (mg/L)	告示付表7に掲げる方法	同左	0.005

項 目		水 質		報告下限値
		河 川 ・ 湖 沼	海 域	
要 監 視 項 目	フェノール (mg/L)	平成15年11月5日付け環境省通知環水企発第031105001号（以下「十五通知」という。）付表1に掲げる方法		0.001
	ホルムアルデヒド (mg/L)	十五通知付表2に掲げる方法		0.003
	クロロホルム (mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		0.004
	1,2-ジクロロプロパン (mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		0.006
	p-ジクロロベンゼン (mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		0.02
	イソキサチオン (mg/L)	平成5年4月28日付け環境庁通知環水規第121号（以下「五通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0008
	ダイアジノン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0005
	フェニトロチオン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0003
	イソプロチオラン (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.004
	オキシシン銅 (mg/L)	五通知付表2に掲げる方法		0.004
	クロタロニル (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.005
	プロピザミド (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0008
	E P N (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0006
	ジクロルボス (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0008
	フェノブカルブ (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.003
	イブロベンホス (IBP) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0008
	クロルニトロフェン (CNF) (mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法		0.0001
	トルエン (mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		0.06
	キシレン (mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法		0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル (mg/L)	五通知付表3の第1又は第2に掲げる方法		0.006
	ニッケル (mg/L)	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法（ただし、測定波長232.0nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）		0.001
	モリブデン (mg/L)	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）		0.007
	アンチモン (mg/L)	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法		0.002
	塩化ビニルモノマー (mg/L)	平成16年3月31日付け環境省通知環水企発第040331003号（以下「十六通知」という。）付表1に掲げる方法		0.0002
	エビクロロヒドリン (mg/L)	十六通知付表2に掲げる方法		0.00004
そ の 他 の 項 目	全マンガン (mg/L)	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。）		0.02
	ウ ラ ン (mg/L)	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法	同左	0.0002
	4-tert-オクチルフェノール (mg/L)	平成25年3月27日付け環境省通知環水大発第1303272号（以下「二十五通知」という。）付表1に掲げる方法	同左	0.00004
	アニリン (mg/L)	二十五通知付表2に掲げる方法	同左	0.002
	2,4-ジクロロフェノール (mg/L)	二十五通知付表3に掲げる方法	同左	0.0003
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA) ^注 (mg/L)	令和2年5月28日付け環境省通知環水大発第2005281号及び環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	同左	0.000004
	フェノール類 (mg/L)	規格K0102-4 5.2.3（ただし、蒸留操作を行うときは、規格K0102-4 5.2.2.3に規定する方法を除く。）又は5.2.4（ただし、試験操作を行うときは、規格K0170-5のうち6.3.2、6.3.3又は6.3.4に規定する方法に限る。）に定める方法	同左	0.01
	銅 (mg/L)	規格K0102-3 11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法	同左	0.01
	鉄 (溶解性) (mg/L)	規格K0102-3 16.3、16.4又は16.5に定める方法	同左	0.01
	マンガン (溶解性) (mg/L)	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法	同左	0.01
	クロム (mg/L)	規格K0102-3 24.2に定める方法		0.01
	アンモニア性窒素 (mg/L)	規格K0102-2 13に定める方法		0.01
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法		0.01
	硝酸性窒素 (mg/L)	規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法		0.01
	有機性窒素 (mg/L)	規格K0102-2 16に定める方法		0.01
	懸濁態窒素 (mg/L)		Dumas法、日本化学会編「実験化学講座」1に掲げる方法	0.05
	オルトリン酸態りん (mg/L)	規格K0102-2 18.2に定める方法		0.003
	電気伝導率 (mS/m)	規格K0102-1 13に定める方法		-
	塩化物イオン (mg/L)	規格K0102-2 6.2に定める方法又は上水試験方法に定める方法		1
	塩 分		海洋観測指針による方法（サリノメーター）	-
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)	規格K0102-4 6.2に定める方法	同左	0.01
	非イオン界面活性剤 (mg/L)	規格K0102-4 6.3に定める方法又は上水試験方法に定める方法	同左	0.01
		上水試験方法に定める方法		2.0
	クロロフィル a (mg/m ³)		海洋観測指針による方法（抽出蛍光法）	0.1
		上水試験方法に定める方法（ローレンツェン法）		2.0
	フェオ色素 (mg/m ³)		海洋観測指針による方法（抽出蛍光法）	0.1
目	トリハロメタン生成能 (mg/L)			-
	（クロロホルム生成能）	平成7年6月16日付け環境庁告示第30号別表に掲げる方法（特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく環境大臣が定める検定方法）		0.001
	（ブロモジクロロメタン生成能）			0.001
	（ジブロモクロロメタン生成能）			0.001
	（ブromoホルム生成能）			0.001

（注）PFOS及びPFOAの合算値に加え、PFOS、PFOS（直鎖体）、PFOA、PFOA（直鎖体）それぞれの濃度についても報告すること。

（PFOS、PFOAの報告下限値：各0.000002mg/L、PFOS（直鎖体）、PFOA（直鎖体）の報告下限値：各0.000001mg/L）

底質

項 目		底 質	報告下限値
一般項目	気 温 (℃)	規格K0102-1 6に定める方法	－
	泥 温 (℃)	規格K0102-1 6に定める方法	－
	臭 気	規格K0102-1 11に定める方法	－
	強 熱 減 量 (%)	環境省水・大気環境局底質調査方法（平成24年8月8日付け環水大発第120725002号、以下「底質調査方法」という。）Ⅱ4.2に掲げる方法	－
	含 水 率 (%)	底質調査方法Ⅱ4.1に掲げる方法(乾燥減量（含水率）)	－
	酸化還元電位 (mV)	底質調査方法Ⅱ4.5に掲げる方法	－
	粒 度 分 布	2mm、63μmメッシュのふるいによる方法	
	礫(2mmメッシュ以上) (%)		0.1
	砂質(63μmメッシュ以上) (%)		0.1
	泥質 (%)		0.1
	水素イオン濃度 (pH)	底質調査方法Ⅱ4.4に掲げる方法	－
	CODsed (mg/g)	底質調査方法Ⅱ4.7に掲げる方法	0.1
	全 硫 化 物 (mg/g)	底質調査方法Ⅱ4.6に掲げる方法	0.03
	ヨウ素消費量 (mg/g)	下水試験法（昭和37年 下水の水質の検定方法等に関する省令）に定める方法	0.05
健康項目	カドミウム (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.1に掲げる方法	0.05
	全シアン (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ4.11に掲げる方法	0.5
	鉛 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.2に掲げる方法	0.4
	砒 素 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.9に掲げる方法	0.5
	総 水 銀 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.14.1に掲げる方法	0.01
	アルキル水銀 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.14.2に掲げる方法	0.01
	P C B (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ6.4に掲げる方法	0.01
特殊項目	フェノール類 (mg/kg)	規格K0102-4 5.2に定める方法	0.1
	銅 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.3に掲げる方法	0.05
	亜 鉛 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.4に掲げる方法	0.05
	総クロム (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ5.12.2に掲げる方法	1
	全 窒 素 (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ4.8.1に掲げる方法又はⅡ4.10備考1に定める方法	5
	全 り ん (mg/kg)	底質調査方法Ⅱ4.9.1に掲げる方法	25